



会計基準および法人所得 税免除恩典について

BOI投資奨励専門家
カノックワン・ステイラナート

2012年8月23日
Grand Mercure Fortune Bangkok

考え方

奨励事業は奨励証書に従って
施行し、商務省に規定される一般会計
基準に従って会計処理を行い、歳入
法典に服従しなければならない。

歳入法典に服従する義務

1. 会計期間

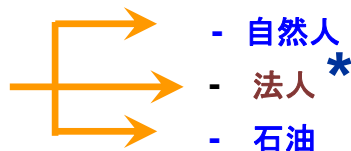
- 会計の初日とは登記官が法人登記を受け付ける日を意味する
(事業の初年度と廃業する年度には12ヶ月未満になることもある)
- 会計期間は1月1日 - 12月31日又は4月1日 - 3月31日又は10月1日 - 9月20日でもよいが、満12ヶ月でなければならない。

2. 損益を計算する財務表を作成し、監査に保証をしてもらわなければならない。

3. 税務申告を行わなければならない。(PhorNgorDor50, PhorNgorDor51)

国税

1. 所得税



- 自然人
- 法人 *
- 石油

2. VAT

3. 特別事業税

4. 収入印紙

損益計算書の形式

歳入法典 +BOI	** 売り上げ/収入	XX
	マイナス 売上原価	XX
	粗利	XX
	マイナス 販売および一般管理費	XX
	特別項目調整前利益	XX
	** マイナス/プラス 調整項目	XX
	税引き前利益	XX
	マイナス 法人所得税	XX
	純利益(純損益)	XX

1977年投資奨励法に基づく国税における恩典

- 第31条 : 法人所得税の免除
- 第34条 : 配当金
- 第35(1)条 : 法人所得税率の5割減免
- 第35(2)条 : 経費の2倍控除 (運送費、水道)
- 第35(3)条 : インフラの設置費、工事費の控除

Por.12/2544号布告に基づく法人所得 税免除額の割合決定基準および計算



7

割合の決定

2001年12月1日より投資奨励を授受した
プロジェクトは 法人所得税を合計土地
および運転資金を除く投資金額の100%を
超えない額まで免除される



定義

土地および運転資金を除く投資金額

- 建築費
- 機械代金、設置費、試運転費
- 設立前費用
- その他資産

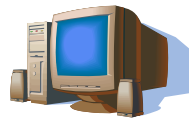
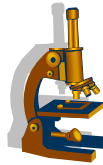
一般会計基準に従うもの

法人所得税の免除額

“奨励プロジェクトの操業日における**実際の土地**および**運転資金**を除く**投資資本金**に調整される”



Por1/2545号布告に基づく投資金額項目 の定義



11

1. 委員会の定めによる法人所得税免除 額を決定するための土地および運転資 金を除く投資資本金

1.1 建設費は以下の項目を含む

1.1.1 自社で建設する場合は以 下の建物の建設費



事務所、工場、インフラおよび
それらの改造、増築

1.1.2 建物を購入する、既存の建物を使用する場合

売買契約における売買額または奨励申請より前期における簿価とする

1.1.3 工場または建物を賃借する場合

賃借契約に基づく賃借料とするが、
但し契約期間は3年以上でなければならない

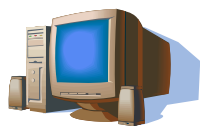


1.2 機械代金、設置費、試運転費

以下の項目を含む

1.2.1 機械を購入する場合は機械

代金および設置費、運転資金費、機械代金に含まれるエンジニアリング費やデザインなどコンサルティング料とする。



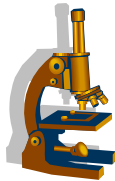
“ ソフトウェアおよびE-commerce事業の場合、
コンピューターおよびプログラムを含む。 ”

1.2.2 ハイヤーパーチェスやリースの場合

ハイヤーパーチェス又はリース契約における金額とする

1.2.3 機械を賃借する場合

賃借契約に基づく金額とするが、但し、賃借契約は1年以上でなければならない。



1.2.4 奨励申請書で記された**関連会社より無償**でもらった機械の場合は**与える会社の簿価**とし、**為替レート**は奨励申請日のものとする。

1.2.5 **機械を担保する場合** **帳簿における原価**とする

なお、事業所移転のための奨励申請は
機械代金を計算に入れることは許さない。

1.3 設立前費用とは

交通費、弁護士費用、手数料、定款手続き料金
など新会社設立費用

1.4 その他資産とは以下のものを含む

1.4.1 以下の場合における事務機器、

車両



新会社として、そして事業所移転
のための奨励申請のみとする

1.4.2 コンセッションなど、国に支 払った天然資源に関する資産

投資額により決定される法人所得税免除額

- 会社は土地および運転資金を除く投資資本金を100 百万パーツとし
- 法人所得税免除年数を5年とする 単位：(百万パーツ)

年	利益	税率 = 23 %	残高
1	50	$(50 \times 23\%) = 11.5$	$(100 - 11.5) = 88.5$
2	100	23	$(88.5 - 23) = 65.5$
3	200	46	$(65.5 - 46) = 19.5$
4	150	34.5	支払う税額 $(19.5 - 34.5) = 15$
5	160	36.8	支払う税額 = 36.8



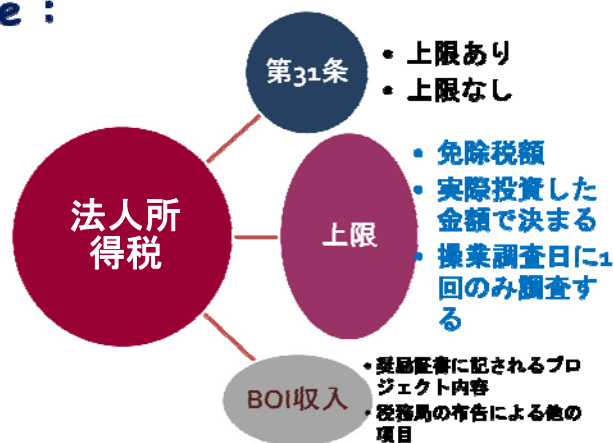
法人所得税上限に従うこと

- ✓ 法人所得税免除額の決定、基準および方法について
Por. 12/2544号事務局布告を理解すること
- ✓ 投資金額の定義について
Por. 1/2545号事務局布告を理解すること

免税期間が残っても
付与された免税額以上の恩典を使用してはならない
(税金が追徴され、罰金や割増金を徴収されることがある)

19

Note :



20

奨励事業の会計



奨励企業の会計問題

- 関連部署の共通理解に欠ける
 - 購買（第28条、第36条）
 - 製造：機械レイアウト、生産報告
 - 営業：奨励証書における生産力
 - 会計：報告書の形式、データの収集
- 付与される恩典や定められた条件で報告の理解に欠ける

奨励企業の会計問題

- 試算表や損益計算表の構造で仕分けない。
 - BOI ➡ 号奨励証書
 号奨励証書
 - NON BOI
 - その合計
- BOIとNON BOIに区別できない費用を割合で分けない
- 恩典のスタートを間違える（収入発生日）

議題

- 1 • 会計処理の条件
- 2 • 収入/費用の分け方
- 3 • 奨励事業の収入発生日
- 4 • 第31条に基づく恩典対象の収入
- 5 • 源泉徴収の免除
- 6 • 第35条に基づく恩典対象の費用



1. 会計処理の条件

“ 第31条に基づき免除される法人所得税
を計算するために奨励事業の収入・費用勘定
を奨励の有無を問わず他の事業と別に設け
なければならない。”

“奨励証書”に
基づく条件

会計における注意事項

どのプロジェクトの収入・費用か区別できない



“ 恩典の使用を間違える”

法人所得税
(2001年投資促進法 (第3版) に基づく追記)

2. 収入/費用の分け方

1. 収入・費用を明確に分けること

2. 分けられない場合

2.1: 同一の収入／製品の場合 事業規模または機械の実際能力または**恩典の優先順位（国税局に従う）**により分ける

2.2: 分けられない他に分ける基準がない**費用** 各事業の収入で分ける（例、経営者の給与）

27

3. 奨励事業の収入発生日

■ 法人所得税免除**恩典使用を開始する日**

■ 代金／料金をもらったか否か問わず、奨励事業の製品またはサービスより始めて収入が計上できた日とする。

発生主義によりプロジェクトの最初の収入計上
(歳入法典第65条に基づき)

3. 奨励事業の収入発生日

- ✚ 奨励証書に示された認可日より前であってはならない。
- ✚ 恩典授受年数は
“収入発生日”より奨励証書に示された期間
に満たされる日までとする。

(例：第31条により8年間とした場合、収入発生日が
2008年8月16日とし、恩典は2008年8月16日から2016年
8月15日までになる。)

3. 奨励事業の収入発生日

実際収入が入る日 ✚ 発生主義による収入発生

- 例 ✓ サンプル／試運転でできたものの販売
- ✓ BOI事業でできた製品の販売
- ：代金をもらったか否か問わす
 - ：奨励認可後に発生したもの

Invoice
(最初)

疑問例(1)

- 会社は第31条に基づく恩典を5年間付与されている
- プロジェクトの**収入発生日1989年3月30日**
(会計年度はカレンダー年度となる)
- 1990年1月4日より操業を認可された
- 1990年1月4日操業日より1995年1月3日までの収入で法人所得税が免除されると理解していた
- **1989年3月30日から12月31日までの利益で税金を払った**
- **その利益から株主に1990年5月に配当するときに源泉徴収をし、税務署にその税額を収めた。**

質問は以上の理解は正しかったか否か、正しくなければ、支払った税金は還付請求できるか、その方法を教えてください

答え(1)

1. **1989年3月30日にプロジェクトに最初の収入が発生したことは法人所得税の免除が 1989年3月30日～1994年3月29日までとなる。**1990年1月4日は投資委員会が操業を認可した日だけである。
2. 配当金の受取人は所得税の計算に入れることを免除されるが、奨励事業が投資促進法第34条に基づき法人税の免除期間に配当したものでなければならない。

したがって、会社および配当金の受取人は定められた期間内に国税局局長に対し、払った税金の還付請求をする権利を持つ。
(国税. 0802/3361 第 24 号. 2536)

4. 第31条に基づく恩典対象の収入

		BOI & 歳入法典
** 売上／収入	XX	
引く 販売原価	XX	
粗利		XX
引く 販売および一般管理費	XX	
調整前利益	XX	
** プラス／マイナス 調整項目	XX	
税引き前利益	XX	
引く 法人所得税	XX	
純利益(純損益)	XX	



第31条、第34条（配当金）に基づく投資奨励企業の損益計算に関する国税局布告

1. 損益計算は歳入法典に従うものとする。
2. 法人所得税免除対象の収入は
 - 2.1 奨励証書に示された製品＋サービスの販売
(定めの数量を超えないこと)
 - 2.2 副産品＋半製品の販売
定めの種類および数量



2.3 機械、器具、資産の売却からの収入

- ・ 奨励事業に使用されたもの
- ・ 使用に相応しくない状態
- ・ 機材、事務装飾品、土地、車両を除く

Concept !

工場のもののみで、事務所のものは除く。

2.4 雑収入

- 普通預金より発生した利子で、奨励事業の収入の2%まで
- 税の補償金
- 奨励事業に直接関連した事業から生じた為替差益



- ・ 製品の輸出
- ・ BOIプロジェクトのための外貨建て借入金
- ・ BOIプロジェクトからの収入で返済する
- ・ BOI/NONに分けられない場合売上の比率で分けること

Point !

国税局布告Lor Wor
号1987年2月5日

❖ 恩典を使用する収入は奨励証書に示された年間生産量を超えてはならない。

❖ 奨励証書に示された量を超えた場合はどうするか。

- プロジェクト変更
- 変更申請日より有効とする
- すでに操業した場合は?? (Por3/2547号)

37

31条に基づく恩典の使用

免除事業と課税事業を両方行っている場合、損益計算は別々にするが、税額の計算はまとめて行うこと

3.1 合計で利益があった場合

(A) 両事業とも利益があった場合、税額は課税事業で計算する

例	免税	課税	計
	+ 100	+ 200	+ 300
		TAX + 200	

(B) 利益 課税事業 > 免税事業

例	免税	課税	計
	- 150	+ 200	+ 50
		TAX + 50	

(C) 利益 免税 > 課税

例	免税	課税	計
	+ 250	- 150	+ 100
= 税額なし			

純利益の合計 +100 は免税事業より生じたもの

3. 2合計で損益があった場合

例	免税	課税	計
	- 100	- 100	- 200
例	免税	課税	計
	- 100	50	- 50

損益のため税額なし

純利益から累計損益を引くこと

4.1 奨励企業が奨励事業のみを行った場合

“ 奨励期間中に生じた利益を超えた損益を奨励
期間終了後に生じた利益から差し引いてもよい ”

*** 廃止!!!**

(1997年12月22日付け国税局布告に基づく)

例

法人所得免除期間中に発生した損益に関する35/2540号
税務委員会の判定

× 前

1年目	(20)
2年目	(10)
3年目	5
4年目	(10)
5年目	10
繰越損益	(25)

判定内容 奨励者は法人所得税免除期間中に
発生した利益から引かずに損益を免除期間が
満了後に利用してもよい
(1997年12月22日付国税局布告)



1年目	(20)
2年目	(10)
3年目	5
4年目	(10)
5年目	10
繰越損益	(40) ✓

4.2 免税事業+ 課税事業

	免税	課税	計
A.	- 100	+ 110	+ 10
		税額 10	
B. 年 1	- 200	+ 150	
年 2	- 300	+ 200	
	- 500	+ 50	- 450

iii. (-450)を免税期間満了後に5年以内のどの年でも利益から引くことができる

43

第31条にもとづく恩典を付与された事業が1995～2002年度において以下の実績があった

年	百万 パーツ
1995	(700)
1996	(800)
1997	(300)
1998	300
1999	400
2000	500
2001	600
2002	600

- 1995年、1996年、1997年における損益合計1,800百万パーツを
- 第31条に基づく法人所得税免除期間満了後5年以内に
- どの一年または複数の年の利益から引いてもよい

(กค 0811/ฉว 1997年12月28日)

44

奨励事業と日奨励事業を両方行っている企業で、以下5年間の実績があった

単位：百万バーツ

年	BOI	NON BOI
1990	-	(7)
1991	-	(30)
1992	-	(25)
1993	3	7
1994	27	9

- ・ 1995年にNON BOI事業で前期繰越損益が46百万バーツ
($7+30+25-7-9 = 46$)ある
- ・ BOI事業で1993年の3百万バーツと1994年の27百万バーツの利益から引かずに1995年においてNON BOI事業の損益全額利益から引くことができる

歳入法典第65条の3 (12) (กฏ 0811/7774 ลง. 1997年6月18日)

45

第34条：配当金

5. 配当は所得税免除期間中に支払い、その受取人が所得税免除期間中に受け取るものが免税となる。
6. 免税とされる配当金は**免税対象事業**の利益から支払うもののみ。
7. **免税事業と課税事業**を両方行っている場合、支払い者はどの事業からいくら配当してもよい（明示する必要があり）が、示さない場合**両事業の純利益の割合とする**

8. 複数の法人所得税率の事業を行っている奨励事業者は
配当時に源泉徴収証明書に**配当それぞれ該当の税率を示す**
こと

Note :-

- ✿ 費用 収入の割合
- ✿ D.V. 利益の割合
- ✿ 受け取り利息 収入の割合

BOI (1/2) 事業の配当

1. 支払い先が自然人の場合

第31条

- 1.1 支払い者が免税対象者:**
- 支払い先は源泉徴収が免除されない
 - 配当クレジットなし

1.2 支払い者が50%減税対象者

35

- 10%源泉徴収
- 配当を他の収入に合算しなくてもよい
- 配当クレジットあり

BOI (2/2)事業の配当

Unbeatable Thailand,
Unparalleled Opportunities



2. 支払い先が法人の場合

2.1 支払い者が免税対象者: 源泉徴収が
免除されない

2.2 支払い者が減税対象者:

- 源泉徴収される
- 配当を他の収入に合算しなければならない

Note :

- ➡ 第31条の恩典期間内に配当し、受け取る
- ➡ 明確に示すことができない場合は純利益の割合とする

กท.0802 (กม)/219 ลว.1995年2月22日BOI事業の配当

問い合わせ例

奨励事業であるA社が日本にある株主であるB社に
配当した。配当は歳入法典第40条(4) (Khor)に基づ
く収入である。支払い者は奨励事業で法人税免除期
間中である。

歳入法典 第70条
タイにおいて事業を行って
いない企業の源泉徴収
第70条の2 “海外への利益
配当の所得徴収”

- ➡ A社はB者に対し第70条に基
づき源泉徴収をする必要が
ない
- ➡ その配当は第70条の2に
基づく利益配当とならない

6. 第35条の恩典に基づく費用

BOI &
歳入法典

** 売上／収入	XX	
引く 販売原価	XX	
粗利		XX
引く 販売および一般管理費	XX	
調整前利益	XX	
** プラス／マイナス 調整項目		XX
税引き前利益	XX	
引く 法人所得税		XX
純利益 (純損益)		XX

1977年投資促進法に基づく国税における恩典

- 第31条 : 法人所得税の免除
- 第34条 : 配当金
- 第35(1)条 : 法人所得税率の5割減免
- 第35(2)条 : 経費の2倍控除 (運送費、水道)
- 第35(3)条 : インフラの設置費、工事費の控除

調整項目

法人所得税の免除

第35(2)条

委員会が定めた期間内に法人所得税
額の計算に奨励事業にかかる輸送
費、電気代、水道代の2倍控除

ZONE

法人所得税の免除

第35(3)条

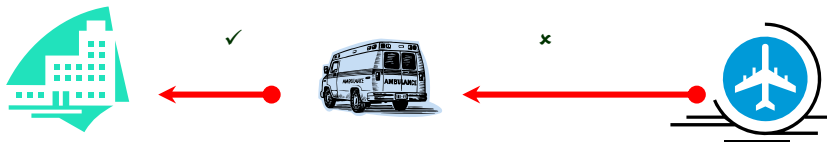
初収入発生日から10年以内にどの一年あるい
は数年でもよく奨励事業のためにインフラ設
置または建設にかかった金額の25%まで総利益
から通常の減価償却のほかに引くことができ
る。

ZONE

第Por4/2537号
投資委員会事務局布告

第35（3）条および（4）条に基づく恩典使用の規定

- 第35（3）条に基づき法人所得税額の計算に奨励事業
にかかる輸送費の2倍控除は国内運送のみとする



55

- 第35（4）条に基づき奨励事業のためにインフラ設置または建設にかかった金額を総利益から引ける項目は以下のものとする。

2.1 船着場、鉄道、運送パイプなど交通システムの設置
あるいは建設費用

2.2 電気システム（電柱設置、電線の配線）、工業用水システム（配管）など奨励事業に直接関連するインフラの設置あるいは建設費用

* 1994年3月3日より有効とする



THAILAND OF INVESTMENT

資委投員会事務局
www.boi.go.th